



法エール

Vol. 84

H27. 12. 20



ご挨拶

12月16日に最高裁が「夫婦同姓」の規定（民法750条）は合憲、「女性の再婚6ヵ月禁止」の規定（民法733条）は違憲、との判断を示しました。

夫婦同姓制度については、確かに男女平等や個人の尊厳、グローバルスタンダードの視点からすれば合理性に乏しいようにも思いますが、夫婦別姓により親子別姓が強いられることになる未成熟な子供への心理的な影響の視点に立てば妥当な判断であったように思います。

女性の再婚6ヵ月禁止の制度については、嫡出子推定規定（民法772条2項）による重複期間の回避のために、女性にだけ再婚禁止期間が設けられたとされ、この期間がなければ、推定の重複により、法律上の父親が確定しないこととなります。すなわち、この規定によれば、結婚後300日以内に生まれた子供は前夫の子であり、結婚後200日経過後に生まれた子供は現在の夫の子と推定されるので、離婚してすぐに再婚したとすると100日間推定期間が重複することになります。この重複期間を回避するために、女性の再婚禁止期間を設けたとされるのですが、今回の最高裁の判断は、推定期間が重複する100日を超える再婚禁止は過剰な制約を課すものだとし、違憲判断を示しました。この判断により、1ヵ月を30日とすれば、現在は、180日間（6ヵ月）女性の再婚が禁止されているところ、再婚禁止期間が100日となり、80日間短縮されることになりました。しかし、この判断に対しては、現代の科学・医療技術の発達からすれば、再婚時に妊娠していないことが医師の診断書等で示せば、この期間内でも再婚を認めてもいいのではないかとの意見もあるようです。

違憲判決は、戦後10件目ですが、今回の最高裁の違憲判決を受けて国会は、法改正を迫られることになるところ、離婚から100日を過ぎていれば婚姻届を受理するよう既に法務大臣から通知が出されており、法改正前でも今回の最高裁判断に基づく実務の運用が行われることになりそうです。

今回の、最高裁の二つの判断について、皆さんはどのようにお考えでしょうか？
それでは、今月の法エールもよろしくお願ひします。

（代表社員 大島 隆広）





信託について



これまで2回にわたって信託に関するご紹介をさせていただきました。今回は、事業承継への信託の活用について説明します。

事業承継は、企業にとってとても重要な問題です。後継者不足も相まって、誰に相続させるのか等々、悩みは尽きません。事業承継の際には気をつけるべき点がありますが、その中の1つに自社株の対策があります。自社株は、評価額が高くても低くても、経営に直接影響することですので、事業承継の際には注意が必要です。自社株に関する問題としては、以下のケースが考えられます。

①高収益が続く見込みから後継者に自社株を生前贈与したいが後継者相続人へ経営を任せるにはまだ不安があるケース

②日本の中小企業オーナーの資産のうち自社株が占める割合は相当高くこれ以外に他に目ぼしい資産がない場合で、後継者相続人と非後継者相続人との相続争いを避けたいケース

③株主に子がない場合で自分の死後は妻にその妻亡き後は妻側の兄弟ではなく、長年支えてくれた親族へ継がせたいケース

①では議決権行使の指図権を留保することで、②では信託受益権という経済的価値を平等に分けることで、③では受益者を連続して定めることで、信託を活用することができます。

ここで、ひとつの事例を使って説明します。

熊本市内で不動産を業とする会社を、兄70歳（甲1）弟66歳（甲2）の社長副社長のコンビで30年近く経営してきました。財務内容は素晴らしく今後も自社株の相続税評価額は落ちそうにありません。

後継者には甲1の長男（丙）40歳がつくことに甲2は異存ありません。何故なら甲2には子が無く、5年前に再婚した後妻丁がいるだけだからです。

株式は甲1が60%、甲2が40%を保有していますが、

①後妻丁には会社の株式は承継させたくない、甲1だけでなく甲2も思っています。また、

②長男丙はまだまだ一人で経営を仕切るだけの力は持っておらず甲1か甲2が今しばらく経営権を維持しながら丙にバトンタッチして行きたいと考えています。

兄弟2人で経営し発展してきたという中小企業は多いのではないのでしょうか。兄弟それぞれに息子がいる場合も多いでしょう。こういった場合、兄弟がそろって共同遺言をすることは出来ませんが、信託なら二人の思いを信託内容に盛り込んで、①特定の者への事業承継と、②承継するまでの経営権の維持、③承継しない子や配偶者への配慮を定めることができます。

具体的には、信託当事者を、委託者兼受益者甲1・甲2、受託者を一般社団法人（本件信託のために設立。社員及び理事は甲1・甲2）とします。信託財産は、会社の株式のみです。受益権については、甲1が亡くなったら丙に取得させ、甲2が亡くなったら、信託した株式の2分の1に相当する株式を売却し、その売却代金を妻丁に遺留分相当額として給付し、残った株式の受益権は丙が取得するとします。甲1甲2共に亡くなった場合は、信託は終了し、残余財産は丙に帰属するとします。

また、丙がある程度任せられるようになった段階で、受託者である一般社団法人の社員及び理事を丙にし、甲1甲2は指図権者となる定めをすることができます。そうすることにより、一般社団法人の社員及び理事となる丙が株式を管理しながら、議決権行使に関しては甲1甲2の指図を仰ぐという形が取れます。

上記事例のように、信託を活用することにより、様々なケースに対応することができます。家族関係も多様化する中、自社株対策を早めにしておくことは大切なことだと思います。

3回にわたって、信託についてご説明させていただきました。まだ、信託制度は馴染みがない方が多いと思いますが、これから信託が様々な場面で使われるように今後も情報提供させていただければと思います。

コラム

～学童クラブ～



今年に入って次女が通う学童クラブの保護者ボランティアをさせて頂いています。学童クラブとは放課後・夏休み・冬休みなど子供を預かってもらえる場所のことです。1～4年生まで在籍しており学年をこえて遊ぶことができ、自分のクラス以外にも友達と関わる事が出来るようです。学童クラブの先生方もたいへん熱心で活気ある場となっています。

8～9年前、長女が小学生の頃は学童に通っている人数は40名ほどでしたが、今は3倍に増えており、施設も来春から3つに増設されます。以前より働くお母さんたちが増えていることを実感しています。「小一の壁」という言葉をよく聞きますが、そういったお母さん方の不安を払拭できるような学童クラブであり続けてほしいと願っています。わが家もたいへんお世話になっている学童クラブの発展にこれからも微力ながら貢献できれば嬉しいです。

（龍田事務所 大島 文恵）

司法書士日記

～今年を振り返り～

今年一年を振り返りますと、いろいろなことがありました。特に仕事においては、信託という財産管理の手法を広めるべく、いろいろなセミナーでお話をさせていただきました。なんでもそうですが、新しいことに取り組むと、気持ちがワクワクしてきて楽しくなります。実務上信託の取扱のできない金融機関等もあり、苦戦することもあるのですが、これから信託制度が普及することで、実務上の取扱もしやすくなると思います。

来年も引き続き、信託制度をはじめとし、財産管理業務のエキスパートになるべく頑張らなければと思います。

皆様、今年一年大変お世話になりました。良いお年をお迎えください。

(薄場事務所 司法書士 井上 勉)

お知らせ

～寄り添う支援で笑顔ふたたび～

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006
熊本市北区龍田3丁目32番18号
TEL : 096-327-9989 FAX : 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066
熊本市北区清水亀井町16番11号
TEL : 096-346-3927 FAX : 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内
TEL : 096-320-5132 FAX : 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106
熊本市東区東野1丁目1番12号
TEL : 096-360-3366 FAX : 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>